

第4章 悪 臭

第1節 悪臭の現況

昭和49年度中における本県の苦情の実態を見ると全公害苦情148件の35パーセントを占める52件が悪臭に関するものであった。悪臭発生源としては、養豚、養鶏等畜産関係施設46パーセントで最も多く、サービス業、食品加工業、一般住宅等がこれに次いで多かった。

県では、従来特に問題とされている悪臭発生事業場について、悪臭濃度の測定を行っているが、昭和49年度の測定結果は(10事業場、延39地点)次のとおりである。

表31 事業場別悪臭物質測定結果

悪臭物質	事業場		畜(2団地12地点)	養(1事業場3地点)	魚(1粉事業場2地点)	し(1尿事業場3地点)	水(4産産加場4工地点)	パルプ製造業	
	測定値(ppm)							工(3場地点)	工(12場週辺)
アンモニア	最 高		4.1	0.58	0.32	0.32	0.26	—	—
	最 低		0.23	0.16	0.29	0.10	0.03		
メチルメルカプタン	最 高		0.025	0.0015	0.0014	0.0018	0.0008	0.019	0.30
	最 低		0.0006	0.0014	0.0013	0.0010	ND	0.0008	0.035
硫化水素	最 高		0.052	0.0010	0.0019	0.0015	0.0003	0.0021	13
	最 低		0.0001	0.0005	0.0002	0.0003	0.0001	0.0004	0.0081
メチル硫化物	最 高		0.011	ND	ND	ND	0.0041	0.027	0.056
	最 低		ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0029
トリメチルアミン	最 高		0.06	0.0023	0.0012	0.0007	0.0009	—	—
	最 低		0.0002	0.0003	0.0007	0.0003	0.0003		

- 1 畜産団地は2団地とも規制地域外に立地している。敷地が広いため気象条件等の制約もあって数回の測定だけでその特質をは握することは困難であるが、5物質とも規制基準値の最もゆるい地域（C区域）の基準（臭気強度3.5）以下であった。
- 2 養豚場、魚粉製造業、し尿処理場、水産加工業のうち養豚場はA区域、魚粉製造業はC区域、し尿処理場は規制地域外、水産加工業はC区域内に立地しており、それぞれ地域の規制基準値以下であるとともにすべての事業所が規制基準の最も厳しいA区域の基準値以下であった。
3. パルプ製造工場については、各種悪臭発生源のうち、特にパルプ蒸解工程付近で若干C基準を上回るデータが見られたが、工場敷地境界線においてはおおむね規制基準を満足していた。

なお、当該工場では、従来悪臭防止対策を図ってきたが、昭和49年10月に悪臭燃焼設備を取り付けるなどの改善を図ることによって、悪臭の環境中の濃度も以前に比べ減少してきている。

第2節 悪臭防止対策

(1) 法令による規制

悪臭公害については、昭和46年6月1日悪臭防止法が制定され昭和47年5月31日から施行された。この法律は知事が規制の対象となる地域を指定し、規制地域内の事業活動に伴って発生する悪臭物質について規制基準を設定することとされているが、現在規制対象とされているのはアンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル及びトリメチルアミンの5物質である。

また、規制地域の考え方は、住居が集合している地域、学校、病院等の周辺、その他悪臭を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認められる地域を対象としており、また工業専用地域は原則として規制されないが、同地域内の事業場からの悪臭によって住民の生活環境がそなわれていると認められる場合は当該地域も規制の対象となっている。

本県における規制の状況は次のとおりである。

悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定状況（表32）

(2) 悪臭防止対策

悪臭の防止、除去は防止施設及び技術等の開発が遅れていることもあり、これが推進は極めて困難である。

また、悪臭物質はその種類も多く、発生源となっている工場事業場についても、施設の規模立地条件等が異なるため、画一的な防止対策がとれないのが現状である。

特に苦情の中心となっている畜産施設等については、関係事業者に対し、(1)脱臭装置による処理、(2)作業方法の改善、(3)建屋の密閉化、(4)施設の移転等を行って悪臭被害を防止するよう指導している。

表 3 2 悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定状況

(1) 一次指定 (昭和 4 8 年 1 0 月 1 2 日 鳥取県告示第 7 6 7 号)

市町 村名	区分	規制地域の概要	規制基準
鳥取市		○都市計画法に基づく市街化区域	○用途地域の住居、商業地域 A区域 (臭気強度 2.5) (但し賀露町は住居地域であるが、固有の悪臭が認められるので C区域 (臭気強度 3.5))
		○市街化区域に相当する地域 (吉岡温泉地区)	○主として住居、商業を中心とした地域 A区域 (臭気強度 2.5)
倉吉市		○市街化区域に相当する地域	○主として住居、商業を中心とした地域 A区域 (臭気強度 2.5) ○用途地域の準工業、工業、工業専用地域 C区域 (臭気強度 3.5)

区分 市町 村名	規制地域の概要	規制基準
米子市	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画法に基づく市街化区域 	<ul style="list-style-type: none"> ○用途地域の住居、商業地域 A区域（臭気強度 2.5） ○用途地域の準工業、工業、工業専用地域 C区域（臭気強度 3.5）
境港市	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画法に基づく市街化区域 ○市街化区域に接する部分の一部（高松町） ○現に悪臭発生が認められる地域（渡町の2地区） 	<ul style="list-style-type: none"> ○全域固有の悪臭が認められる地域 C区域（臭気強度 3.5）
国府町	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画法に基づく市街化区域 	<ul style="list-style-type: none"> ○用途地域の住居、商業地域 A区域（臭気強度 2.5） ○用途地域の工業地域 C区域（臭気強度 3.5）
郡家町	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画地域内の住居が集合している部落全域 	<ul style="list-style-type: none"> ○固有の悪臭が認められる地域 C区域（臭気強度 3.5）
青谷町	<ul style="list-style-type: none"> ○市街化区域に準ずる地域（駅前周辺の住居が集合する地域） 	<ul style="list-style-type: none"> ○主として住居、商業を中心とした地域 A区域（臭気強度 2.5）
鹿野町	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画地域内の鹿野、今市地区 	<ul style="list-style-type: none"> ○主として住居、商業を中心とした地域 B区域（臭気強度 3.0）

区分 市町村名	規制地域の概要	規制基準
東郷町	○市街化区域に準ずる地域 (松崎温泉地区)	○主として住居、商業を中心とした地域 A区域(臭気強度25) ○同地区で住宅化の予定のある地域 B区域(臭気強度30)
三朝町	○市街化区域に準ずる地域 (三朝温泉地区)	○主として住居、商業を中心とした地域 B区域(臭気強度30)
羽合町	○市街化区域に準ずる地域 (上浅津温泉地区)	○主として住居、商業を中心とした地域 B区域(臭気強度30)
赤碓町	○市街化区域に準ずる地域 (駅前周辺から東へ別所ま での地域一帯)	○主として住居、商業を中心とした地域 B区域(臭気強度30)
淀江町	○住居が集合している全部 落周辺100mの範囲 ○現に悪臭発生が認められ る地域(白浜浄化場周辺)	○主として農業漁業のために供される地 域 C区域(臭気強度35) ○その他地域の悪臭発生源周辺地域 C区域(臭気強度35)
日吉津村	○都市計画法に基づく市街 化区域 ○市街化区域に接する部分 の一部(日本パルプ北側 の新田部落の一部)	○用途地域の住居、商業地域 A区域(臭気強度25) ○用途地域の工業地域 C区域(臭気強度35) (但し新田部落は現在住居があり悪臭公 害が認められるので A区域(臭気強度25) ○その他地域の悪臭発生源周辺地域 A区域(臭気強度25)

(2) 二次指定 (昭和49年7月2日 鳥取県告示第571号)

区分 市町 村名	規制地域の概要	規制基準
八東町	<ul style="list-style-type: none"> ○市街化区域に準ずる地域 (安井宿、才代、岩瀬、東の一部、富枝、北山、南の一部) ○現に悪臭発生が認められる地域(下徳丸、下用呂) 	<ul style="list-style-type: none"> ○主として農業の用に供される地域 C区域 (臭気強度3.5) ○その他地域の悪臭発生源周辺地域 C区域 (臭気強度3.5)
気高町	<ul style="list-style-type: none"> ○市街化区域に相当する地域 (浜村、勝見地区、宝木地区) ○市街化区域に準ずる地域 (矢口地区、水尻地区) ○学校周辺地域 (気高中学校周辺) ○上記以外の住居が集合する地域 	<ul style="list-style-type: none"> ○主として住居、商業を中心とした地域 A区域 (臭気強度2.5) ○近く市街化が予定されている地域 A区域 (臭気強度2.5) ○その他地域の学校周辺地域 A区域 (臭気強度2.5) ○その他地域の主として農業の用に供される地域 C区域 (臭気強度3.5)
関金町	<ul style="list-style-type: none"> ○市街化区域に準ずる地域 (関金温泉地区、金谷地区、大鳥居の一部) 	<ul style="list-style-type: none"> ○主として住居、商業を中心とした地域 B区域 (臭気強度3.0)
東伯町	<ul style="list-style-type: none"> ○市街化区域に相当する地域 (浦安、徳万、保の一部) ○市街化区域に準ずる地域 (八橋、逢東、丸尾地区、浦安、保の一部) ○学校周辺地域 (八橋小学校周辺) 	<ul style="list-style-type: none"> ○主として住居、商業を中心とした地域 A区域 (臭気強度2.5) <li style="text-align: center;">〃 B区域 (臭気強度3.0) ○その他地域の学校周辺地域 B区域 (臭気強度3.0)

区分 市町村名	規制地域の概要	規制基準
名和町	○市街化区域に準ずる地域 (御来屋、上坪、小谷、倉谷、木料、真子川等)	○主として住居、商業を中心とした地域 B区域 (臭気強度 3.0)

(注) 区域と規制基準

区域	悪臭物質 (ppm) 臭気強度	アンモニア	メチルメル カブタン	硫化水素	硫化メチル	トリメチル アミン
A 区域	2.5	1	0.002	0.02	0.01	0.005
B 区域	3.0	2	0.004	0.06	0.05	0.02
C 区域	3.5	5	0.01	0.2	0.2	0.07

第5章 そのほかの環境汚染物質

第1節 休廃止鉱山の重金属

「農用地の土じょうの汚染防止等に関する法律」(昭和45年12月25日法律第139号)では、土じょう汚染の原因となる物質として、人の健康上問題があるものとしてカドウムを、農作物等生育上問題があるものとして銅が指定されている。

カドウムについては玄米中の含有量1ppm以上、銅については土じょう中の含有量が125ppm以上のものをそれぞれ被害があるとされている。

休廃止鉱山のなかで、現在まで鉱害として問題になったものは、岩美町荒金の岩美鉱山、鳥取市百谷の百谷鉱山である。

岩美鉱山： 明治22年に開坑された鉱山で、銅を含んだ鉱水は下流の小田川流域の水田約200ヘクタールに被害を及ぼし、昭和46～47年にかけて実施した調査では88検体の玄米のうち22検体の玄米にカド、ウムの人為的汚染(カドミウム0.4ppm以上)が認められたが、食品衛生法では食品として取り扱われないカドミウム1ppm以上の玄米は認められなかった。また、土じょうについては米の収量に影響があると判断される125ppm以上の銅を含有していた土じょうが90地点中24地点あった。県では鉱害対策として昭和47・48年度に事業費36439千円で鉱水処理施設、沈殿物堆積場の設置及び整備を行い、昭和49年度には事業費30165千円で捨石たい積場の防護施設工事等を行った。

また、鉱さい土砂の流出防止のための荒廃砂防事業として建設省の補助をうけて昭和47年度に、事業費30000千円をもって砂防ダム嵩上工事(嵩上2メートル、延長96メートル)を実施した。

百谷鉱山 開坑の歴史は古い鉱山で、昭和47・48年度に下流20ヘクタールに実施した調査では、玄米26検体のうち、人為的汚染(カドミウム0.4ppm以上)の認められたものが2検体あった。土じょうでは銅125ppm以上のものが23地点のうち7地点認められた。

鉱害対策として百谷鉱業(株)は、昭和48年に銅の高汚染地域11ヘクタールの客土事業と坑口の完全閉鎖、農業用水路の新設等を行い現在に至っている。

表 3 3 休廃止鉱山下流の玄米、土じょうのカドミウム、銅の調査結果

地区別	調査対象面積	休廃止 鉱山	玄米				土じょう				調査 年度	
			調査 検体 数	カドミウム			調査 検体 数	銅				
				最 高	最 低	平均		10 ppm 以上の 検体数	10~ 0.4 ppmの 検体数	最 高		最 低
岩美町 小田地区	200	岩美 鉱山	88	0.89~ 0.05	0.29	0	22	90	5.13~ 6.7	97	24	46・47
鳥取市 百谷 稲築山地区	20	百谷 鉱山	26	0.54~ 0.01	0.17	0	2	23	8.27~ 5.5	1.82	7	47・48

また、昭和48年度農用地の土しょう汚染概況調査として県下の水田32地点について実施した調査では、玄米ではいずれも人為的汚染（カドミウム0.4 ppm以上）以下のカドミウム最高0.39 ppm、最底0.05 ppmであった。土じょうでは岩美町小田地区で銅33.9 ppmと銅12.5 ppm以上のものが1地点認められたが、鉱山の影響のない29地点については最高20.1 ppm、最底0.2 ppm、平均5.0 ppmが認められた。

表 3 4 鳥取県下の玄米、土じょうのカドミウム、銅の調査結果

地区名	調査 検体 数	玄米				土じょう			
		カドミウム			銅				
		最 高	最 低	平均	10 ppm 以上の 検体数	10~ 0.4 ppmの 検体数	最 高	最 低	平均
岩美町小田地区	2	0.25~ 0.11	0.18	0	0	3.39~ 9.3	21.6	1	
鳥取市百谷地区	1	0.13	0.13	0	0	8.5	8.5	0	
その他(鳥取市、 倉吉市、米子市 他21町)	29	0.39~ 0.06	0.11	0	0	20.1~ 0.2	5.0	0	

その他通商産業業者の委託事業で昭和48年度に8鉱山〔丹比、倉吉、関金、
(マノカン)(ウツノ)(モノファン)
(ウツノ)(モノファン)(銅) (クロム) (クロム) (タンクスタン)(カン)
穴鴨、高城、久連、日野上、大江山鉱山〕、昭和49年度に6鉱山〔高姫、山王、
(マノカン)(モノファン)(マノカン) (マノカン)
智頭、日進、大取、大伊谷鉱山〕について坑廃水、利水点の水質、坑口の危険性

の有無、たい積場のたい積状態等について調査を行った。

その結果

(1) 坑廃水、利水点の水質について

水質については高城鉱山のpHが低いが、重金属は利水点では検出されておらず問題は無い。その他の鉱山については異常はみられなかった。

(2) 坑口の危険性の有無について

調査した14鉱山は開口している坑口が有るが安易に近づくことができないものが多い。しかし高城鉱山は高城山がキャンプ地となっており、久連鉱山は坑口が道路から2～3mしかはなれていないので坑口に入る危険があるといえる。

(3) たい積場について

たい積場については、当面崩壊の危険はない。

第2節 水銀等重金属類の汚染状況

水銀等による環境汚染、食品汚染の実態を知るため県内の15河川36地点、3湖沼8地点計44地点について底質調査、農用地14地点についての土じょう農作物並びに県内魚介類40検体、県外魚介類26検体について魚介類調査を行った。その結果は表35のとおりである。

1 底質調査

15河川並びに3湖沼44地点の底質について、総水銀、アルキル水銀、カドウム、ヒ素、鉛の分析を行ったが検出された数値については総水銀以外は基準値等が無いので汚染度の評価は難しいが、相対的に都市河川に高い数値が検出されている。総水銀は最高値23ppm(旧袋川丸山)であるが「水銀を含む底質の暫定除去基準25ppm」に比して問題とならない。

2 土じょう、農作物調査

水田11地点、畑地3地点計14地点の土じょう並びに玄米11検体、ゴボウ、サツマイモ、なしの各1検体についてカドウム、ヒ素、鉛、銅、亜鉛の調査を行った。その結果岩美町の水田で銅について「農用地の土壌汚染防止等に関する法律」に定める「農用地土壌汚染対策地域の指定要件125ppm」を上回る344ppmが検出され、また日野町の水田で亜鉛が145ppmで他の地域に比べ高い数値が検出されている。

農作物については「玄米のカドウムの基準値1ppmを上回るものはなくまた、なし等についても問題となる数値は検出されていない。

3 魚介類調査

県内産、県外産計66検体について総水銀の調査を行ったが、いずれも暫定的規制値総水銀0.4 ppmを下回っている。

表35 昭和49年度水銀等重金属類の調査結果

1 底質調査総括表

単位ppm ND:検出せず

	調査地点数	総水銀		アルキル水銀		カドミウム		ヒ素		鉛	
		最大値 ～最小値	平均値	最大値 ～最小値	平均値	最大値 ～最小値	平均値	最大値 ～最小値	平均値	最大値 ～最小値	平均値
三大河川	12	0.12～0.004	0.028	ND	ND	0.22～0.01	0.06	7.2～0.92	3.0	1.6～0.23	6.2
都市河川	14	4.0～0.037	0.85	ND	ND	3.2～0.04	1.0	1.8～1.3	6.7	2.10～0.21	7.9
2級河川	10	1.0～0.003	0.14	ND	ND	0.90～ND	0.12	1.2～0.8	5.0	0.53～0.26	1.6
湖沼	8	0.57～0.13	0.28	ND	ND	1.1～0.21	0.53	1.7～4.5	1.1	0.59～0.27	4.5
全水域	44	4.0～0.003	0.36	ND	ND	3.2～ND	0.47	1.8～7.2	6.2	2.10～0.23	3.8

底質調査結果表

単位ppm ND:検出せず

地域名	調査地点	総水銀	アルキル水銀	カドミウム	ヒ素	鉛	備考
河川	(三大河川)						
	千代川水系						
	千代川	佐貫	0.014	ND	0.05	5.2	7.2
	八東川	米岡	0.013	ND	0.02	4.9	5.7
	大路川	古市	0.083	ND	0.04	7.2	1.1
	野坂川	安長	0.047	ND	0.12	4.0	1.6
	湖山川	賀露	0.12	ND	0.22	4.7	1.4
	天神川水系						
	天神川	大原	0.005	ND	0.04	2.5	3.0
	〃	いわき	0.009	ND	0.06	1.7	3.6
〃	小田	0.014	ND	0.05	1.4	3.6	
〃	江北	0.010	ND	0.02	1.5	2.3	
日野川水系							

河	日野川	根 市	0006	ND	007	1	39	
	"	溝 口	0004	ND	006	11	9	
	法勝寺川	福 市	0019	ND	001	092	23	
	(都市河川)							
	旧袋川	吉 方	010	ND	06	3	3	
	" (山白川)	NHK付近	0 1	ND	040	92	10	
	"	花見橋	01	ND	11	89	9	
	"	出合橋	068	ND	11	76	91	
	"	丸 山	23	ND	3	1	140	
	"	兵 坂	1	ND	18	18	7	
	玉 川	西仲町	049	ND	042	43	63	
		宮川町	033	ND	046	43	39	
		いわき	036	ND	038	32	7	
	旧加茂川	旭 橋	020	ND	020	13	21	
	"	天神橋	039	ND	061	2	0	
	"	灘町橋	40	ND	32	40	1 0	
	新加茂川	新加茂川橋	003	ND	004			
	"	国道9号線橋	069	ND	086	79	100	
	(二級河川)							
川	蒲生川	本 庄	0040	ND	003	94	14	
	"	岩 本	0031	ND	001	12	2	
	塩見川	細 川	0029	ND	003	85	60	
	河内川	宝 木	0019	ND	ND	74	52	
	日置川	善 田	013	ND	002	36	96	
	"	青 谷	10	ND	090	13	53	
	由良川	瀬 戸	019	ND	014	47	14	
	加勢蛇川	上伊勢	0003	ND	ND	08	26	
	阿弥陀川	所 子	0014	ND	006	11	33	
	佐陀川	佐 陀	0025	ND	001	14	41	

湖	多 嶋 他	西 部	0 1 4	N D	0 3 4	1 4	4 0	
	〃	東 南 部	0 1 3	N D	0 3 6	1 3	3 5	
	〃	北 部	0 1 6	N D	1 1	1 2	5 9	
沼	湖 山 他	布勢地先	0 3 5	N D	0 4 5	1 1	4 8	
	中 海	中 央 部	0 2 4	N D	0 2 1	1 7	4 6	
		米 子 湾	0 3 7	N D	0 7 5	1 2	5 5	
		米 子 港	0 2 8	N D	0 4 1	4 5	2 7	
		加茂川河口	0 5 7	N D	0 6 8	9 3	5 4	

(昭和49年度 県環境保全課調査)

2 土じょう調査及び農作物調査

単位：ppm

調査地域	土 壤					農 作 物					備 考	
	カト: ウム	ひ素	鉛	銅	亜鉛	カト: ウム	ひ素	鉛	銅	亜鉛		
水	岩美町院内	060	71	45	344	235	(玄米) 023	001	010	522	2260	汚染源・鉱山排水
	国作町中郷	052	30	16	113	240	005	008	008	181	1553	
	鳥取市上味野	016	94	07	52	60	004	019	008	113	1593	
	郡家町万代寺	025	51	29	22	40	007	006	008	200	1687	
	気高町重高	022	67	37	62	90	015	007	010	228	1775	
	三朝町本泉	021	17	41	38	120	008	033	014	225	2185	
	関金町大鳥居	020	54	11	02	15	004	009	010	110	2057	
	東伯町美好	024	01	06	14	55	010	011	008	298	1879	
	淀江町福岡	023	21	24	60	85	005	016	011	212	1775	
	米子市下新田	021	16	19	34	43	004	018	007	192	1828	
日野町金持	410	177	14	119	145	015	041	007	215	2201	汚染源・鉱山排水	
畑 地	倉吉市国分寺	011	58	06	02	43	(コボウ) 006	000	015	083	421	汚染源・農薬
	赤碕町松谷	026	143	108	89	90	(サソマイモ) 005	000	031	043	315	
	米子市大崎	010	36	00	10	55	(梨) 001	000	012	100	067	

(昭和49年度県農業改良課調査)

3 魚介類調査

区 分	総 水 銀						備 考
	検体数	適	不適	最高値	最低値	平均値	
県内水揚魚介類	40	40	0	0.17 ^{ppm}	不検出 ^{ppm}	0.05 ^{ppm}	暫定的規制値
県外水揚魚介類	26	26	0	0.3	〃	0.05	総水銀 0.4 ppm
計	66	66	0	—	—	—	

(昭和49年度県衛生課調査)

第3節 PCBの汚染状況

PCBによる環境汚染、食品等の汚染の実態を知るため河川水2検体、河川、湖沼の底質22検体、土じょう2検体、焼却場の残灰3検体の調査及び暫定的規制値の設けられている食品等88検体の調査を行ったが、その結果は表2.6のとおりである。

1 環境汚染調査

河川水については、河内川の故紙再製業排水口下流50mで、1検体は検出されなかったが、1検体については環境基準（検出されないこと 定量限界0.005ppm）を超える値は検出されなかった。

土じょうについては0.59～1.5ppmのPCBが検出されているが、国が示した当面詳細調査を要する農用地のPCBの含有量10ppmと比較して極めて低い数値である。

焼却場の残灰からはPCBは検出されていない。

2 食品等汚染調査

食品、包装容器等88検体の調査を行ったがいずれも暫定的規制値（昭和47年8月24日厚生省暫定的規制）を下回っていた。

表36 昭和49年度PCB汚染状況調査結果

1 環境汚染調査

区分	調査地点	検体数	検出値 ppm	備考
水質	故紙再生工場排水口 下流50m	2	ND ~0.001	(有)丸為製紙 (有)前田製紙
底質	旧袋川	4	0.03~0.17	(有)前田製紙 (有)丸為製紙・(有)原田製紙
	河内川	2	46 ~68	
	日置川	4	0.03~0.18	
	玉川	3	0.01~0.04	
	旧加茂川	3	0.06~0.12	
	新加茂川	1	0.02	
	多鯨池	1	ND	
	湖山池	1	ND	
	東郷池	1	ND	
	中海	2	0.01	
土じょう	河内川流域	1	1.5	(有)前田製紙
	日置川流域	1	0.59	(有)丸為製紙
残灰	廃却場	3	ND	鳥取 倉吉・米子

2 食品等汚染調査

	検体数	検 出 値			暫定的 規制値 ppm	不 適	備 考	
		最大値 ppm	最小値 ppm	平均値 ppm				
魚 介 類	県内水揚 遠洋沖合魚介類	23	006	ND	002	05	23	最高値 1.2 ppmは 瀬戸内海このしろ
	内海内湾 "	17	009	"	003	3)	17	
	県外水揚 遠洋沖合 "	10	017	"	003	05	10	
	内海沖合 "	16	1)	"	02	3	16	
	計	66	/	/	/	/	66	
牛 乳	3	00022	00022	00022	01	3	0	東・中・西部学校給食
乳 製 品	3	00557	00053	0026	10	3	0	ハター今脱練乳 全脱粉乳
肉 類	3	0025	ND	0012	05	3	0	牛肉、豚肉、鶏肉
卵 類	3	0016	0015	0015	02	3	0	鶏卵
育児用粉乳	4	00085	ND	00021	02	4	0	県外4社製品
容 器 包 装	6	04	"	01	50	6	0	梨包装4 菓子包装2
計	88	/	/	/	/	88	0	/

(昭和49年度県衛生課調べ)

第6章 廃棄物

第1節 一般廃棄物の現況

一般住民の日常生活から排出する一般廃棄物は、市町村の固有事務として処理されていて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という）

第6条に基づき、具体的に市町村処理区域や計画を定め、かつ処理施設の整備を図って実施している。

昭和48年度において、市町村が処理区域としている面積は、県内面積3491.7Km²の99.5パーセントに相当する3472.5Km²であり、全世帯の99.9パーセントが市町村処理対象である。しかしながら、その処理内容は市町村によって異なり、同一市町村内においてもごみの収集範囲とし尿の収集範囲が異っていたりして地区間に格差が生じている。

したかつて、当県では、国の定める廃棄物処理施設長期整備計画（第一次昭和38～42年、第3次昭和47～50年）により、昭和50年までに、し尿処理率98パーセント、ごみ処理96パーセントを目途として、市町村の一般廃棄物処理施設の整備事業の推進を図るとともに、処理体制の強化に努めているところである。

(1) し尿処理

し尿は、便所の水洗化によってこれを公共下水道終末処理場で処理することか望ましいが、公共下水道の整備がおくれた困難な地域では、共同浄化そう、あるいは、し尿浄化そうの設置とあいまって、し尿処理施設の整備が必要である。

し尿処理の処分状況は図22に示すとおりで、市町村の集収計画によって処理しているものは、62パーセントに過ぎず、計画に乗っていない農山村での自家処理は38パーセントに達している。

し尿処理施設の整備状況は表58のとおりであるが、この8基の処理能力は639Kℓ/日で処理対象人口の91.2パーセントが処理可能と推計しているが、季節的変動等により上記のとおり年間では、62パーセントの有効稼働となっている。

更に、地域別では県東部及び、日野郡の施設について拡張整備を図る必要

があるものと考えている。

図 2 2 処理計画区域内におけるし尿処理状況 (昭和 4 8 年度)

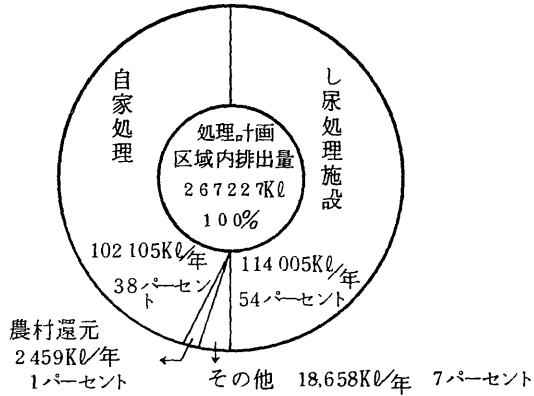


表 5 8 し尿処理施設整備状況

(昭和 5 0 3 未現在)

施工年度 (昭和)	設置者	総人口 (昭和 4 9 1 2 末 現在) 人	処理能力 (KL/日) (A)	処理対象人口 (1 2 日/人) (B)	受入能力 B/A %	備考
36~38	鳥取市	(119,600)	73	—	—	下水道終未処理場
45~46	東部衛生施設組合	231,500	120	160,900	695	気高郡以東全市町村
38~39 45~46	中部市町村共同施設 管理組合	121,600	120	100,000	822	倉吉市・東伯郡
37~38	米子市外 9 カ町村衛生 施設組合	172,200	56			米子市・西伯郡・ 溝口町阿部浄化場
40~41			80	213,300	1238	白浜浄化場
47~48			120			阿部浄化場
37~38 48~49	境港市	36,800	56	46,700	1269	
39 46	日野・江府・日南町 衛生施設組合	21,700	14	11,700	539	
	計	583,800	639	532,600	912	

(2) ごみ処理

日常生活から排出されるごみの量は年々増加するとともに、その質も多様化している。ごみは市町村が定める一定の計画によって収集、処分されているか、不燃物は埋立てにより、可燃物は焼却によって減量化、定安化し、環境汚染の防止に努めている。ごみの処分状況は、図 2 4 のとおりであるが、

県全体では市町村の集収計画によって処理しているものは75.パーセントであり、自家処理は25パーセントであるが、なかには計画集収量が住民の半分にも満たない町村がある。

ごみ処理施設整備状況は表37のとおりであるが、これらの処理能力は91パーセントであり、集収量のうち31.6パーセントは埋立て処分である。今後、集収範囲の拡大と処理能力の低下に伴う問題に対処するため施設の更新と増設を図る必要があるものと考えている。

図23 処理計画区域内におけるごみ処理区分（昭和48年度）

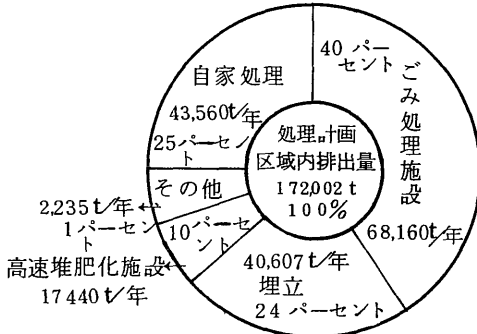


表37 ごみ処理施設整備状況

ア 可燃物処理場（昭和50年3月末現在）

施工年度	設置者	総人口 (昭49.12 現在) 人	処理能力 (t/日) ①	処理対象人口 (98.3% 自入) ②	受入能力 % ③/①	備考
47~49	鳥取市	119,600	180	183,100	153%	郡家・船岡 八東町
46	国府町	8,500	6	6,100	72	
44	岩美町	16,700	6	6,100	37	
49	福部村	3,400	6	6,100	179	
49~50	八頭東部衛生施設組合	21,400	20	20,300	95	
45	河原町	9,300	5	5,100	55	
46	若桜町	7,400	5	5,100	69	
47	佐治用瀬ごみ処理施設組合	8,900	6	6,100	69	
43	智頭町	12,200	8	8,100	66	
47	気高郡衛生施設組合	24,100	20	20,300	84	
43	中部市町村共同施設管理組合	121,600	36	87,500	72	
48~49	〃		50			

施工年度	設置者	総人口 (昭49.12現在)人	処理能力 (t/日) ①	処理対象人口 (昭39日人) ②	受入能力 % ③/①	備考
39	米子市	116,800	20	81,400	70	西伯町 会見町 岸本町
45~46	〃		60			
46	西伯町外2カ町清掃施設組合	16,600	7	7,100	43	
43	日吉津村	2,300	3	3,100	135	
43	淀江町	8,000	5	5,100	64	
38	大山町	7,700	3	3,100	40	
43	名和町	8,400	3	3,100	37	
48	中山町	6,200	5	5,100	82	
40~41	境港市	36,800	30	50,700	138	
47	〃		20			
47	日南町	9,900	7	7,100	72	
44	日野町	6,400	3	3,100	48	
44	江府町	5,400	2	2,000	37	
49	溝口町	6,200	7	7,100	115	
	合計	583,800	523	531,900	91	

イ 不燃物処理場

(昭和50.3未現在)

施行年度	設置者	処理能力	備 考
46	東部広域行政管理組合	150t/5時間	破砕設備 鳥取市・岩美郡・八頭郡(可原町を除く)、気高郡全町村
46	中部市町村共同施設管理組合	50t/8時間	圧縮設備 倉吉市・東伯郡全町村
47	西部広域行政管理組合	60t/5時間	圧縮設備 米子市・境港市・西伯郡・日野郡全町村

(3) 埋立地

市町村の清掃活動なり、廃棄物処理施設から排出する各種の不燃物は環境汚染防止のため、最終処分地で埋立て処分している、現有埋立地の確保状況は表40のとおりであるが、埋立て量の増加と住民の公害意識の高まりとともに管理費の増加を来たし、更には新しい最終処分地の確保はますます困難となり かつ負担は容易でなくなっている。市町村が今後処分地として確保しようと計画している状況は表41のとおりである。

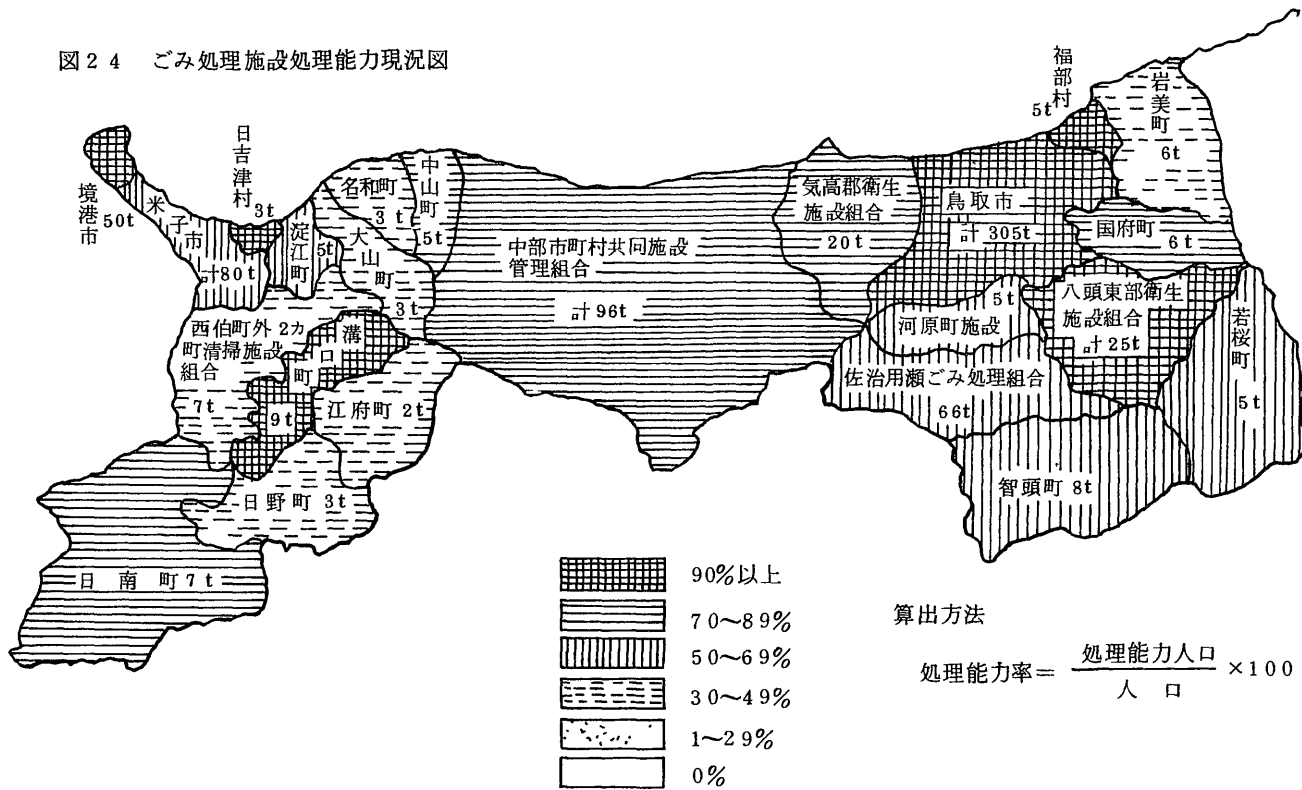
表 3 8 市町村（組合）別現有埋立地状況（昭 4 9 1 2 未現在）

設 置 者	箇所数	取 得 前 目 地	面 積 ^{m²}	容 積 ^{m³}	取得年度
鳥 取 市	2	農 地	59,000	119,000	48
東 部 広 域 行 政 管 理 組 合	2	山 間	15,600	156,000	46
国 府 町	1	農 地	3,000	5,000	48
岩 美 町	1	平 地 (農地以外)	9,000	27,000	45
福 部 村	1	農 地	1,000	5,000	
河 原 町	1	山 間 (借地)	5,700	94,000	47
若 桜 町	1	農 地	4,000	12,000	45
気高郡衛生施設組合	1	山 間	1,000	3,000	45
中部市町村共同施設管理組合	2	山 間	6,000	17,000	43. 47
米 子 市	1	平 地 (農地以外)	10,000	20,000	48
西部広域行政管理組合	1	河 川 敷	159,000	636,000	47
西伯町外2カ町清掃施設組合	1	農 地	1,557	2,000	37
境 港 市	1	湖 沼	1,000	2,000	46
計	15		131,750	1,098,000	

表 3 9 市町村（組合）別埋立地取得計画一覧表（昭 4 9 1 2 未現在）

設 置 者	箇所数	取 得 予 定 目 地	面 積 ^{m²}	容 積 ^{m³}	取 得 予 定 年 度
気高郡衛生施設組合	1	山 間	3,000	15,000	51~55の間
中部市町村共同施設管理組合	1	農 地	10,000	100,000	50年度中
米 子 市	1	公 有 地 (農地以外)	7,000	35,000	〃
〃	1	農 地	6,000	30,000	〃
西部広域行政管理組合	1	河 川 敷	76,000	305,000	51~55の間
中 山 町	1	山 間	1,000	2,000	50年度中
境 港 市	1	公 有 地 海 面(港湾区域)	7,000	14,000	51~55の間
計	7	—	110,000	501,000	—

図24 ゴミ処理施設処理能力現況図



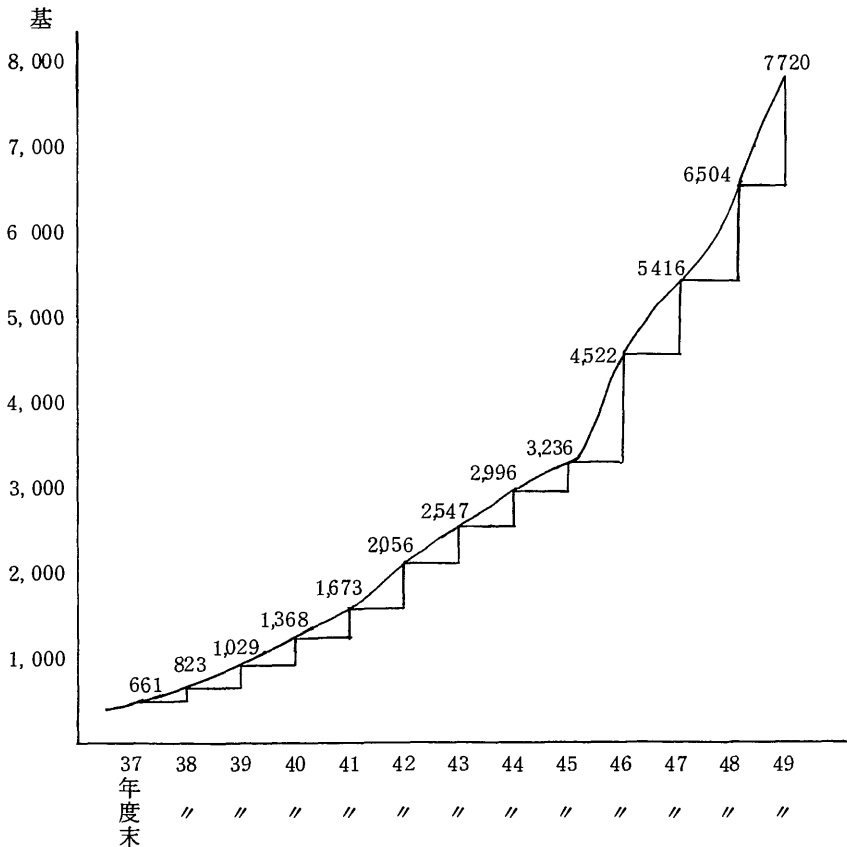
(4) し尿浄化そのの現状

し尿浄化そのは近年生活水準の向上を反映して急激に普及し、昭和49年度末には設置数7720基を数えている。

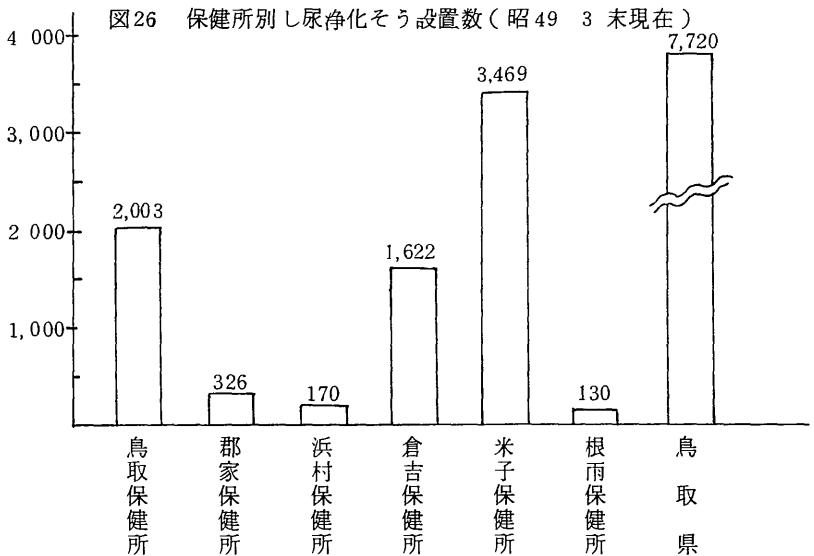
公共下水道の整備されていない地域にあっては、し尿水先処理の唯一の方法であるが、設置数の急激及び不適正な維持管理等は水質汚濁の原因ともなりかねないので、今後十分な監視指導体制を整備してゆかなければならない。

し尿浄化そのの歴年度設置数、保健所別設置数は図26、27に示すとおりである。

図25 歴年度し尿浄化その設置基数



し尿浄化その現状



第2節 産業廃棄物の現況

近年生産活動の拡大と、国民消費生活の向上により、各種産業から発生する産業廃棄物は著しく増量し、また、質的变化も大きく、特に不燃性、難燃性、あるいは有害物質を含む廃棄物が逐年増加する傾向にある。

県内各事業所から排出される産業廃棄物は、昭和49年1337523トン/月と推計されるが、この量は生活活動に伴って生じた一般廃棄物16428トン/月の約81倍に当たるのみならず、昭和54年には1689270トン/月と約263パーセントの増加が予測される。

このような現状から産業廃棄物の適正な処理体制を確立し、併せて生活環境の保全に資するため、廃棄物処理法第11条の規定に基づき昭和50年2月14日鳥取県産業廃棄物処理計画を策定した。

1 主な廃棄物の現況

ア 畜産廃棄物

家畜ふん尿は、ふん47817トン/月、尿20,429トン/月が排出されているが、その処理については、国の指導方針に基づき農地還元を積極的に行うよう指導されており、36171トン/月(53.0%)が直接又は間接的に土地還元されている。

また、上記以外については、焼却処分8,189トン/月処理業者による委託処分9,759トン/月その他14127トン/月(団地内における自己完結処分2755トン/月を含む。)となっている。

ふん尿の地域別排出量を推計すると、東部18.8パーセント 中部37.0パーセント、西部44.2パーセントである。

表40 家畜ふん尿推計総排出量(昭和49年)

畜種	糞尿の別	ふん	尿	計
乳用牛		8,820	2,868	11,688
肉用牛		25,522	7,934	33,456
豚		8,643	9,627	18,270
鶏		4,832	—	4,832
計		47,817	20,429	68,246

イ 廃プラスチック

(ア) 農業用プラスチック1854トン/月、製造業等から排出されるプラスチック1291トン/月計3145トン/月が排出されている。

(イ) 事業所から排出される場合、各事業所では、自己の所有する焼却炉によって他の廃棄物との混焼を行っているが、焼却施設を持たない場合、及び量的に多い場合は市町村の焼却施設及び不燃物処理施設へ搬入処分している。

しかし、これら市町村施設は一般廃棄物の処理を目的として設置されたものであり、産業廃棄物受入れには限度があるので、一部はこれらの施設で処理できない場合もあり 事業所敷地内にたい積保管しているものもある。

(ウ) 農業用プラスチックについては、65パーセントが焼却処分され他は埋立てるか、そのまま投棄されているが、昭和49年9月以降その引取について、県経済農業協同組合連合会（経済連）と民間再生業者の間に契約が締結され、回収が行われている。

(エ) 地域別の廃プラスチック排出比率は、東部で24.7%中部で48.6%、西部で26.7%となっている。

ウ 廃油

(ア) 製造業から2306トン/月、自動車整備業、石油スタンドから112トン/月計342.6トン/月が排出されている。

(イ) 昭和48年秋以降、世界的な資源不足から再利用可能なものは自家用燃料又は、公衆浴場用燃料として需要が多く、廃棄物処理業者による収集活動が盛んであり、有効利用されているものは94%に及ぶものと推定される。

(ウ) これらの廃油を燃料として有効利用する場合は、ばい煙発生等が考えられ、現状ではこれに対する被害、又は苦情は出ていないが、将来問題となるおそれがある。

エ 可燃性廃棄物

(ア) 紙くず、木くず、繊維くず等問題なく燃やせるもの、65454トン/月が排出されている。そのうち事業所や市町村の焼却処理施設で29847トン/月（45.6%）が焼却処理されており9098トン/月（13.9%）が再生業者で再生され、残りの2650.9トン/月が事業所や市町村で埋立て処分されているが、木材加工業から排出されている木くずについては、処理の限界にきている。

(イ) 燃やせるが煙等に問題があるもののうち動植物性残さいと思われるものは主として食品製造業から25541トン/月排出されているが、水分が多いため特別な処理を必要とし、現状では、一部再生業者によって飼料等に再生されている。この場合、悪臭の問題が残されている。

オ 汚でい

紙、パルプ、窯業等から排出される汚でいは46046トン/月あるが、自己所有の空地等に埋立て処分している場合が多い。しかし、有害物質を含む汚でいは中間処理を必要とするため、事業所内に野積みしているところ

るもあって、排出量は少ないが、早急な処理対策の検討を迫まられている。

カ 不燃性廃棄物

金属くず、ガラスくず等固体状の不燃物は407215トン/月排出されている。金属くず、ガラスくずは回収業者によって処理される場合が多いが、土砂、がれき類等の建設廃材は、一部河川、空地等に不法投棄されている。

2 各廃棄物の処理方法

(ア) 畜産廃棄物

家畜ふん尿の利用について、農林省は関係技術の開発、ふん尿の土壌還元利用の奨励、畜産経営立地の適正化等の諸対策に併せ、昭和47年3月畜舎排水基準指標策定委員会の報告書をもとにして技術解説書を作成し、関係者に配布し、その対策を推進している。

本県においては、国の施策に呼応しながら、昭和47年11月畜産経営環境保全対策実施方針を定めるなど家畜ふん尿の適正な処理対策を推進している。

目標年次（昭和54年）にはふん57千トン/月、尿26千トン/月の排出量が推計されるが、これは、畜産廃棄物の特殊性により畜産団地内で自己完結的に処理されるほか、最近化学肥料の高騰、有機質肥料の必要性、資源の有効利用等から、耕種経営との有機的な連携による有効適正な利用体制の整備が促進される等土じょう還元利用により大半は消費されるものと考えられる。

しかし、将来排出量の10～20%のふん量は土じょう還元ができないと推定されるので、その処理に当たっては焼却を中心とした処理施設の設置が必要である。

したがって、その設置運営については、その経営の実態に応じて、事業者、共同組織又は農業関係団体等が当たるものとする。

表 4 1 飼養頭数及びふん尿量

	昭和49年2月 現在	昭和54年推定	昭和54年におけるふん尿(ト/月)	
			ふん	尿
乳用牛	12110頭	13106頭	9548	3103
肉用牛	33060	36568	28230	8776
豚	109400	159965	12639	14077
にわとり	3221000羽	4,170000羽	6,256	—
計	—	—	56673	25956

(昭和49年2月現在飼養頭数は県畜産課調)

(イ) 廃プラスチック

プラスチックは、従来の木材、金属、紙等にかわる新しい耐久消費材であるが 廃プラスチックは排出量の急速な増加とその長期にわたる残存性からそのまま自然循環系に入れることは不可能で、特に本県の土地事情からしても減容等の前処理が必要である。

処理方法としては廃却、又は熔融固型化して再生利用する方法があるが、焼却する場合はばい塵、有害物質の発生防止、炉の熱損傷、塩化水素等による金属腐食等の問題がある。

したがって、熔融固型化して再生利用する方法で検討する必要がある。この場合、再生業者の活用を図ることが現実的であるが この業者の動向により必要があれば、事業者団体、農業関係団体は、市町村、県の指導の下に処理施設の設置を検討するものとする。

表 4 2 排出源別廃プラスチック量

	昭和49年現在	昭和54年推定量
園芸用プラスチック	トン/月 1514	トン/月 2102
農業用肥料袋	340	340
事業所廃プラスチック	1291	1701
計	3145	4143

(ウ) 廃油

廃油類には、有機性溶媒、可燃性油（潤滑油、機械油等）不燃性油がある。有機性溶媒は量的に少なく、蒸留操作で容易に回収可能である。ここでは油水分離の不完全な水分混合率の高い可燃性油を主体に考える。

処理方法としては、焼却又は回収して再利用する方法があるが、処理プラントの設置については、公害防止及び処理事業の採算性等について十分検討する必要がある。昭和48年秋からの石油不足から再利用可能なものは自家用燃料、又は公衆浴場用燃料として需要が多くしかも現在、境港市に処理業者が廃油処理施設を建設中であるので、建設後の運営、排出者の利用状況を見た上で決定するものとする。

表43 排出源別廃油量

業種	年別	昭和49年現在	昭和54年推定量
製造業		トン/月 2306	トン/月 3038
その他の産業		430	566
石油スタンド		690	909
計		3426	4513

(エ) 可燃性廃棄物

木材加工業者から排出される木くずは、現在排出量の半量が土じょう改良剤オカライト等の製造に利用されており、当面その量は増加するものと考えられるが、更に共同処理による再生処理を推進すべきであり、再生困難なものについては、事業者の共同処理施設か又は市町村の処理施設で焼却処理するものとする。

なお、燃やせるが、煙等に問題のあるもののうち、動物性残さいは業者により飼料等の製造に利用されているが、製造過程で悪臭などの二次公害の問題がある。

したがって、今後再生利用の進展についての見通しは困難であるが、事業者による共同再生事業、又は特殊焼却炉設置の推進を図るものとする。

その他の可燃性廃棄物のうち再生利用、及び自家処理されるもの以外については、当面市町村が設置する焼却施設で処理するものとする。

表 4 4 種類別可燃性廃棄物量

項目 \ 年別	昭和 4 9 年 現在	昭和 5 4 年 推定量
問題なく燃やせるもの。	6,5454 トン/月 (木くず 6,4331)	8,6229 トン/月 (木くず 8,4750)
燃やせるが煙等に問題のあるもの。 (畜産廃棄物を除く。)	5,1973 トン/月 (うち 推定 動植物性残さい 25541)	6,8469 トン/月 (動植物性残さい)
計	11,7427 トン/月	15,4698 トン/月

(外) 汚 で い

食料品製造業、繊維工業、パルプ製造業、メノキ工業等から排出される汚
 では、有機性汚 でい及び無機性汚 でいに区分される。有機性汚 でいについ
 ては、焼却又は脱水等の前処理を無機性汚 でいについては脱水、有害物質を
 含む汚 でいについては固型化等の前処理を行って埋立てする必要がある。

これらの汚 でいは事業者自らの責任において前処理し、埋立て処分するこ
 とが原則ではあるが、埋立地の確保難、二次汚染防止対策等の面から、共同
 処理又は広域処理するものとする。

表 4 5 種類別汚 でい排出量

単位 t / 月

項目 \ 年別	昭和 4 9 年 現在	昭和 5 4 年 推定量
有機性汚 でい	35209	46384
無機性汚 でい	10837	14277
計	46046	60661

(3) 運 搬

ア 広域処理における産業廃棄物の輸送

産業廃棄物を広域的に処理する場合、廃棄物の種類、形状の多様化、輸
 送距離の延長等が考えられるので、計画策定に当たっては、輸送機器の選
 定、中継基地の設置等については十分配慮する必要がある。

また、輸送は収集と運搬に区分されるが、これらは処理過程で重要な位

置を占め、コスト面においても輸送コストは全体の80パーセントを占めるといわれている。

本県の地理的条件からして、輸送機器は、主として自動車を使用することとし、輸送距離はおおむね30km以下に止めるものとする。

(4) 最終処分

廃却処理後の残灰や、廃却不可能な廃棄物が最終処分の対象となる。

最終処分の方法としては、埋立て処分か又は海洋投入処分があるが、現在市町村では廃棄物は埋立て処分しており、海洋投入処分は行われていない。海洋投入処分については、海洋汚染防止法によって投入海域が定められており、本県の場合、陸岸から50海里以遠の日本海海域には、不燃性廃棄物、畜産廃棄物、中間処理した廃プラスチック、可燃性廃棄物を隠岐島西方、山口県長門市北方それぞれ100海里の日本海海域には、中間処理した有害物質を含むメッキ排水処理汚水を投入することができるとされているが、運搬距離など考えると、当面採用し難い。

埋立地の確保

最終処分の対象となる廃棄物の量は、不燃性廃棄物だけを取り上げて見ても、計画目標年度、昭和54年の推計では、深度を5mとした場合には、約14haの埋立て用地を必要とする。

埋立て処分地は、処理施設と近接していることが必要であるが、本県の場合、自然に恵まれ、しかも面積もせまいため、環境破壊や有効地の縮小となつてはならず、埋立て後の公共の利用やその他跡地利用を十分に検討し、明確にしておく必要がある。

具体的には廃棄物の運搬距離から見て東、中、西部に適地を選定し今後全県的な視野に立って埋立て用地を確保するものとする。

埋立て用地の取得及び管理運営については、関係団体の連合組織又は市町村、県、関係団体等が協力してこれに当たるものとする。

第7章 中小企業者に対する融資

- (1) 鳥取県の公害防止施設を設置する場合は、企業の公害防止を側面から援助するため、昭和46年度から公害防止施設整備に対する融資を行っている。

表 46 鳥取県の公害防止資金融資制度

対 象 企 業	中小企業者又は事業協同組合等
対 象 施 設	土地、建物、構築物、機械設備
融 資 限 度 額	1,500万円以内
償 還 方 法	1年据置 5年償還
融 資 利 率	年6.5%（保証付の場合年6.2%）
取扱金融機関	商工組合中央金庫鳥取支店

昭和46年度以降の融資実績は、表49 表 0 のとおりである。

表 47 中小企業公害防止資金融資実績

年 度	融 資 わ く	貸 付 額
46	5 000 万円	5 000 万円
47	14 000	3 985
48	17 000	6 798
49	17 000	6 450

表 48 施設別融資実績（昭和49年度）

対 象 施 設	件 数	融 資 金 額
ばいじん防除施設	2	3 450 万円
汚水処理施設	2	3 000
計	4	6 450

(2) 中小企業設備近代化資金(無利子)による融資

中小企業近代化資金等助成法による貸付実績は次のとおりである。

昭和46年度	1件	350万円(汚水処理施設)
昭和47年度	9件	2,023万円(汚水処理施設8 騒音防止施設1)
昭和48年度	1件	22万円(汚水処理施設)
昭和49年度	—	

(3) 中小企業金融公庫、国民公庫による融資

表49 中小企業金融公庫、国民金融公庫による融資実績

制度	区分	年度			46			47			48			49		
		企業数	件数	金額	企業数	件数	金額	企業数	件数	金額	企業数	件数	金額			
中小企業金融公庫		2	2	5,000 <small>万円</small>	8	8	11,250 <small>万円</small>	4	4	7,800	8	8	14,480 <small>万円</small>			
国民金融公庫		3	3	600	8	8	2,120	5	5	1,880	1	1	300			

表50 中小企業金融公庫の施設別融資実績

中小企業金融公庫(昭和49年度)

対象施設	件数	融資金額
ばいしん防除施設	3	3,800万円
汚水処理施設	5	10,680
計	8	14,480

国民金融公庫(昭和49年度)

対象施設	件数	融資金額
ばいじん防除施設	1	300万円
計	1	300

第8章 公害紛争処理、公害苦情

第1節 公害紛争処理制度の現況

公害をめぐる紛争は、因果関係の解明が中々困難なところから、公害紛争の裁判による解決に膨大な時間と費用を要するのが実情であり、しかも、公害の被害は単に財産上の被害にとどまらず、人の健康、生命に及ぶ場合も少なくなく、また被害者は比較的弱い立場にある一般住民であるのが通例である。

このため訴訟とは別に紛争を早期に解決することを目的に昭和45年に公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）が制定された。

この法律に規定する紛争処理の方法は、あっせん、調停、仲裁並びに裁定となっており、紛争処理機関は、中央機関と都道府県機関とがあり、都道府県の機関については、常設の審査会方式の機関と 紛争処理にあたるべき候補者をあらかじめ委嘱しておく名簿方式とがある。

本県の場合は、名簿方式を採用し、公害審査委員候補者13名をおき、公害紛争事件が申請された場合は、知事が候補者の中から3人の委員を選任し、公害紛争の処理にあたる体制をとっている。

昭和49年度には公害紛争事件の申請はなかった。

調停申請を処理した事例

- (1) 倉吉市におけるパケート工場からの粉じんによる生活環境被害に係る差止め等調停事件

申請年月日 昭和46年11月15日

調停成立年月日 昭和46年12月27日

- (2) 鳥取市におけるボーリング場騒音による生活環境被害に係る差止め及び損害賠償請求調停事件

申請年月日 昭和48年2月15日

調停打切年月日 昭和48年8月28日

第2節 公害苦情処理状況

1 公害苦情受理状況（県、市町村受理分）

- (1) 昭和49年度における本県の公害苦情の受理状況は、総数で385件（新

規受理分 273 件、前年度からの未解決による繰越分 112 件) 昭和 48 年度の総数 422 件(新規受理分 330 件、前年度からの未解決による繰越分 92 件)に比べて 37 件減少している。

表 51 年度別公害苦情受理状況(新規受理)

種類 年度	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌汚染	その他	計
昭和45年度	19	73	30	2	69	4	25	222
46	37	96	49	3	83	1	19	288
47	32	92	40	—	82	1	40	287
48	22	107	48	4	109	3	37	330
49	33	61	56	3	81	3	36	273

受理件数の多い市町村は、昭和 49 年度では、鳥取市 79 件(前年度 101 件)を最高に、米子市 39 件(前年度 45 件)、日吉津村 37 件(前年度 5 件)、倉吉市 33 件(前年度 19 件)、青谷町 17 件(前年度 7 件)、東伯町 16 件(前年度 17 件)の順となっている。

公害の種類別苦情は、昭和 49 年度新規受理件数中では悪臭が最も多く 81 件(全体の 30%)、続いて水質汚濁 61 件(22%)、騒音、振動 59 件(22%)、その他(廃棄物等) 36 件(13%)、大気汚染 33 件(12%)、土壌汚染 3 件(1%)の順となっている。

(2) 公害苦情の処理状況

昭和 49 年度における公害苦情件数 385 件のうち解決したもの 328 件で解決率 85%となっている。

昭和 49 年度において未解決のため昭和 50 年度に繰り越された苦情件数は、57 件である。

県、市町村別公害苦情受理、処理件数の状況は、表 52 のとおりである。

表 52 昭和 49 年度公害苦情受理処理件数（県、市町村別）

区分 県・市町村	受 理 件 数			処 理 状 況	
	新規受理	前年度からの繰越し	計	解 決	次年度へ繰越し
県(保健所)	40	25	65	57	8
鳥取市	77	2	79	79	—
米子市	23	16	39	35	4
倉吉市	23	10	33	27	6
境港市	9	—	9	6	3
国府町	2	—	2	2	—
岩美町	—	3	3	1	2
郡家町	—	6	6	5	1
船岡町	—	1	1	—	1
八東町	1	2	3	2	1
若桜町	2	—	2	2	—
智頭町	—	5	5	—	5
気高町	1	1	2	2	—
鹿野町	2	—	2	2	—
青谷町	7	10	17	12	5
羽合町	5	1	6	6	—
伯村	3	3	6	3	3
東郷町	—	1	1	1	—
一朝町	—	1	1	—	1
関金町	4	3	7	5	2
北条町	3	2	5	3	2
東伯町	11	5	16	12	4
赤碕町	—	6	6	6	—
西伯町	10	1	11	9	2
日吉津村	35	2	37	33	4
淀江町	2	—	2	1	1
大山町	2	2	4	4	—
名和町	9	2	11	11	—
日野町	1	2	3	2	1
日南町	1	—	1	—	1
市町村計	233	87	320	271	49
合計	273	112	385	328	57

表 53 昭和49年度公害苦情(新規受理分)種類別件数

区分 県・市町村	合計		大気 汚染	水質 汚濁	土じょう 汚染	騒音	振動	悪臭	計	産業 廃棄物	一般 廃棄物	その他
	合計	計										
県(保健所)	40	35	3	14	—	1	—	17	5	4	—	1
鳥取市	77	72	4	14	—	29	—	25	5	1	1	3
米子市	23	16	—	1	—	9	—	6	7	—	1	6
倉吉市	23	21	3	7	—	5	—	6	2			2
境港市	9	9	—	1	—	2	1	5	—			
国府町	2	2	—	1	—	1	—	—	—			
岩美町	—											
郡家町	—											
船岡町	—											
八東町	1	1	—	1	—	—	—	—	—			
若桜町	2	2	—	1	—	—	—	1	—			
智頭町	—											
気高町	1	1	—	—	—	1	—	—	—			
鹿野町	2	—							2	—	—	2
青谷町	7	5	—	3	1	—	—	1	2	1	1	—
羽合町	5	5	—	4	—	—	—	1	—			
泊村	3	3	1	1	—	—	—	1	—			
東郷町	—											
三朝町	—											
関金町	4	3	—	2	—	1	—	—	1	1	—	—
北条町	3	2	—	—	1	1	—	—	1	1	—	—
東伯町	11	6	1	3	—	1	—	1	5	2	1	2
赤碕町	—											
西伯町	10	8	—	1	1	—	—	6	2	—	2	—
日吉津村	35	34	21	4	—	3	1	5	1	1	—	—
淀江町	2	2	—	1	—	—	—	1	—			
大山町	2	2	—	—	—	1	—	1	—			
名和町	9	6	—	2	—	—	—	4	3	1	1	1
日野町	1	1	—	—	—	—	1	—	—			
日南町	1	1	—	—	—	1	—	—	—			
市町村計	233	202	30	47	3	55	3	64	31	8	7	16
合計	273	237	33	61	3	56	3	81	36	12	7	17

表 54 昭和 49 年度公害苦情（新規受理分）種類別処理状況

区分 公害の種類	受理件数 A	解決した件数 B	解決率 $\left(\frac{B}{A}\right)$	備 考
大 気 汚 染	33 件	26 件	78 %	
水 質 汚 濁	61	47	77	
騒音及び振動	59	47	79	
悪 臭	81	61	75	
土 壌 汚 染	3	3	100	
そ の 他	36	32	88	
計	273	216	79	

第 3 節 企業の公害防止管理者等の設置

公害防止管理者等の設置の状況

昭和 46 年 6 月制定された「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」により、一定の要件を備えた特定施設を有する工場は、その特定施設の区分（大気、水質、騒音、粉じん）ごとに公害防止管理者を選任することを義務づけられ、このほか公害防止統括者、公害防止主任管理者も選任しなければならないことになっている。

本県において、公害防止管理者等を選任しなければならない工場数は 32 工場である。

表 55 公害防止管理者等の設置が義務づけられている工場

業 種 名	工 場 数	大気関係公害防止管理者				水質関係公害防止管理者				騒音関係公害防止管理者	粉じん関係公害防止管理者	主任管理者防止者
		第一種	第二種	第三種	第四種	第一種	第二種	第二種	第四種			
⑮ 食料品製造業	2				2							
⑰ たばこ製造業	2				2							
⑳ 木材、木製品製造業	3				3							
㉑ パルプ、紙紙工品製造業	3			(1)	(1)				1	2		(1)
㉓ 鉄鋼業	2			2								
㉕ 金属製品製造業	6							5		1		
㉗ 一般機械器具製造業	1				1							
㉙ 電気機械器具製造業	2				(1)			2				
㉚ 窯業、土石製品製造業	9										9	
㉜ 石油、石炭製品製造業	2				2							
計	32			(1) 2	(2) 10			7	1	2	1	9 (1)

(注) 業種名は、日本産業分類によるものである。

() 書は内書である。